



1035 号
2026 年 8 月 19 日
郵政産業労働者ユニオン
呉支部発行



←中国地本HPへ
PC・スマホ等からこの
情報が閲覧可！



メールはこちら→

理不尽な受箱配達



私が昼間いないの知ってるだろ！無理矢理でもいいんだよ！

フタを開けて入れればいいんだよ！不在通知切るな！

怒怒怒

貴様アアア！！勝手にウチのポストの裏を開けるんじやねええええ！！泥棒かアアア！！

ヒイツ！す、すいませんでしたアアア！！

「不法侵入（住居侵入罪）」とは？正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、3年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。」

最近、ある顧客に社員が苦情を言われたことについて考えてみました。その内容とは「郵便受け箱の裏から配達するな」です。会社は、これの対策として「郵便受け箱の裏側の配達を禁止する」と命令を出しました。

我々、郵便局員は、再配達をしないことを心掛けています。

何故ならば「再配達」

は顧客に電話或いはネット上で再配達依頼をさせる手間と金（通信費）を、当社にも手間と金（運送費）を発生させるルーズ・ルーズの関係だからと思っているからです。

もし、郵便物がその受箱から盗まれるから入れないでと望むならば、「普通通信の定形外やゆうパケット等」ではなく荷物扱いの「ゆうパック」にす

過剰サービス 誰のための配達なのか？

環境問題（SDGs）について考えれば「再配達」は、当社に費用（人、燃料、CO2、時間の無駄等）を発生させ、地球環境に悪影響です。国土交通省からも「再配達問題」を改善するように当社も求められているのではないのでしょうか？

顧客が「不法侵入だ」と言うのであれば、「それは間違いだ」と反論すべきであると思えます。因みに、法律では「不法侵入」について次の通りです。

「普通通信」は受箱に配達するもので低価格です。それに対して「荷物」は対面で手渡しでの配達で高いサービスなので高価格です。低価格の郵便で高価格の品質を望んでは、当社が過剰サービスで損をします。

懲役又は10万円以下の罰金に処する。」

我々郵便局員は「郵便物を配達するため」という正当な理由があるので、人の住居敷地に侵入することは、違法ではないと法律上は解釈出来ます。そもそも門を開けて入らなければ配達できない家も多々あります。但し、締まっている鍵をこじ開けたり、塀を乗り越えたりして侵入することは別の犯罪です。

郵便受箱の裏側から配達する行為についての顧客の満足度について

一、良いと思う顧客
二、駄目だと思う顧客
三、どちらでも良いと思う顧客

がいらつしやいます。

この内の「二」の意見のみを尊重すれば、「二」の顧客の意見を見無視することになるのではないのでしょうか？この方法は、全顧客の満足度をあげることになるのでしょうか？

以上4つの観点から考えても、受箱の裏側からの郵便物の配達は、どうしても駄目だというエゴイストの顧客についての特別対応して、他の顧客については今まで通り配達しても構わないのではないのでしょうか？

恒久的に、郵便受箱の裏側からの差し入れを禁止するのであれば、郵便受箱の差入口に入らない規格の郵便物を「定形外（大型）」「ゆうパケット」等でなく「ゆうパック」にすべきだと考えます。

「ゆうパック」なら対面配達だから受け箱の裏側から差し入れることは絶対ありません。会社として、定形郵便を配達に掛かる費用で再配達をしていては費用が嵩む一方ですが、「ゆうパック」にすることで時間指定に出来る再配達を防ぐことも可能ではありませんか？

又、郵便物の大きさにより差し入れ口から入るものを「受箱配達（普通郵便）」「入らないものを「対面配達（荷物）」と明確に区別し、料金を改訂すべきであると思えます。

皆さんは、どう思われますか？

今後の予定

- 8月28日(金) 17:30～
第15回呉支部定期大会
ビューポートくれ
- 9月6日(日) 13:30～
第1回支部長・書記長会議
広島オフィスセンター